

一般用消防計画作成例

＝目次＝

第1章 総則

- 第1節 目的等について
- 第2節 管理権原者と防火管理者の権限と業務
- 第3節 消防機関への連絡等

第2章 火災予防対策

- 第1節 火災予防上の点検
- 第2節 不備、欠陥部分の報告等
- 第3節 火災予防措置
- 第4節 工事中の防火管理
- 第5節 放火防止対策

第3章 自衛消防活動対策

第4章 夜間、休日の防火管理体制

第5章 震災対策

- 第1節 震災予防措置
- 第2節 震災時の活動
- 第3節 震災後の復旧活動等

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

- 第1節 防災教育等
- 第2節 自衛消防訓練

第7章 防火管理業務の一部委託

附則

- 別表1 自主点検チェックリスト
- 別表2 自衛消防隊の組織及び任務分担
- 別表3 防火管理業務の委託状況表
- 別図1 避難経路図

消防計画

- <注意> ① _____は、統括防火管理者の選任が必要な場合に記載が必要です。
② *については、該当する用途の場合に記載が必要です。

第1章 総則

第1節 目的等について

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「当該建物」という。）の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この消防計画に定めた事項については、次の者に適用する。

- (1) 当該建物に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

第2節 管理権原者と防火管理者の権限と業務

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、社内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

また、共用部分のうち〇階から〇階までの階段、通路、エントランス等の部分の管理についても責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者に選任して、防火管理業務を行わなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成あるいは変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、建物の防火上の不備箇所や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
- 5 管理権原者は、統括防火管理者を中心に各管理権原者と協力し、防火安全性の向上に努めるものとする。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、この消防計画の実行に関して、すべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛消防組織の編成と任務分担
- (2) 火災予防上の自主検査の実施と維持管理
- (3) 防火対象物の法定点検及びその立会い

- (4) 消防用設備等の法定点検とその立会い及び維持管理
- (5) 防火、避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施
- (8) 消火、通報及び避難の訓練の実施
- (9) 消防機関への連絡等
- (10) 工事中における立会いその他火気使用又は取扱いの監督
- (11) 管理権原者への報告等
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) 大規模な地震に関する諸対策
- (14) 統括防火管理者への報告 (15) その他

第3節 消防機関への連絡等

(消防機関への連絡等)

第5条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

業務	報告、届出及び連絡を要する場合	実施者
防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
消防計画作成 (変更) 届出	消防計画を作成したとき	防火管理者 (※管理権原者の指示を受けて消防計画を作成 規則第3条)
	次に掲げる事項の変更があったとき ・管理権原者又は防火管理者の変更 ・自衛消防の組織に関する大幅な変更 ・用途変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の大幅な変更 ・防火管理業務の一部委託の内容の変更	
消防訓練 実施の届出	消防訓練を実施しようとするとき	防火管理者
防火対象物点検結果報告 (該当する場合)	1年に1回、防火対象物点検資格者等が点検を実施した報告書の内容を防火管理者が確認した後	防火対象物点検資格者等
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告	1年(3年)に1回、防火管理者が立会い総合点検を実施した報告書の内容を防火管理者が確認した後	関係者
その他	建物及び各種設備等について、設置又は変更をしようとするとき(ただし、管理権原者及び防火管理者の確認後)	設置(又は変更)しようとする者

(防火管理資料の保管等)

第6条 防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して編纂し、保管しなければならない。

第2章 火災予防対策

第1節 火災予防上の点検

(日常の火災予防)

第7条 防火管理者のもとに各階に防火責任者、所定の区域ごとに火元責任者をおき、これを下表のとおり定めて日常の火災予防の徹底を図る。

防火管理者 店長 ○○ ○○			
防火責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	職・氏名
1階	チーフマネージャー ○○ ○○	売場Aブロック	○○ ○○
		〃 Bブロック	○○ ○○
		ロビー、喫煙所	○○ ○○
2階	サブマネージャー ○○ ○○	売場Aブロック	○○ ○○
		〃 Bブロック	○○ ○○
		喫煙所	○○ ○○
3階	庶務係長 ○○ ○○	事務室	○○ ○○
		従業員休憩室	○○ ○○
		従業員更衣室	○○ ○○

上記記入について役職、係等で記入可

2 前項に定める各担当者の任務及び全従業員が注意すべき事項を下表のとおり定める。

	担 当 者 の 任 務
防火管理者	・ 防火管理業務の総括責任者 ・ 防火責任者及び火元責任者への指導監督
防火責任者	・ 担当区域内の火災予防の責任と火元責任者の指導監督。自主点検の実施 ・ 防火管理者の補佐
火元責任者	・ 担当区域内の自主点検の実施。特に、地震時の火気設備器具の安全確認 ・ 防火管理者及び防火責任者へ確認状況の報告
従業員等の注意事項	
営業中	1 消火器や屋内消火栓がある場所や建物内の階段、通路、出入口などの避難の用に供する施設及び避難口の周囲には、物品を置かない。避難口の施錠管理を行う。 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かない。 3 火気使用設備・器具の周辺は、整理整頓し、燃えるものを置かない。

	4 火の始末の確認の励行 5 指定された場所での喫煙 6 喫煙所以外で喫煙している客への喫煙の制止 7 廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かない。 8 シンナーや塗料など火災予防上危険な物品は持ち込ませない。 9 危険物品を使用するときは、事前に防火管理者の承認を得る。 10 異常事態を発見あるいは異常事態が発生したときは、速やかに防火管理者に連絡する。
営業後	1 喫煙所の吸い殻入れ、通路に設置のゴミ箱の確認。吸い殻は、不燃性の蓋付き水張り容器への処分 2 放火防止のため建物内外の整理整頓。ゴミや段ボール箱などの燃えやすいものは決められた時間以外には出さない。 3 火気使用設備・器具のスイッチの閉止確認と各室の施錠 4 異常事態を発見あるいは異常事態が発生したときは、速やかに防火管理者に連絡する。

(火元責任者が実施する自主点検)

第8条 火元責任者（又は防火責任者）は、日常、次の区分により自主点検を実施するものとする。

点検対象		実施頻度	点検対象	実施頻度
建築物	通路階段等	1日2回	消防用設備等	1日1回
	防火区画	1日2回	火気使用設備	毎日終業時

(防火責任者が実施する自主点検)

第9条 防火責任者（又は防火管理者）は、1か月に1回以上、別表1の自主点検チェックリストに基づく自主点検を実施し、その結果を保存するものとする。

(共用部分等の点検)

第9条の2 共用部分のうち当該管理する範囲の消防用設備等、防火・避難施設等の自主点検は、建物所有者と協力し実施するものとする。

(防火対象物の法定点検) ※該当する場合

第10条 防火対象物の法定点検は、下表に示す点検業者に委託して、点検実施計画に基づき実施するものとする。

委託点検業者		実施頻度 (1年に1回)
業者名	〇〇防災設備株式会社	〇〇月
所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇	
電 話	〇〇-〇〇〇〇	

(消防用設備等(特殊消防用設備等)の法定点検)

第11条 消防用設備等の法定点検は、下表に示す点検業者に委託して、点検実施計画に基づき実施するものとする。

委託点検業者		消防用設備等	点検実施計画	
			機器点検	総合点検
業者名	〇〇防災設備株式会社	消 火 器	○ 月	
		屋 内 消 火 栓	○ 月	○ 月
所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇	自動火災報知設備	○ 月	○ 月
		誘 導 灯	○ 月	
電 話	〇〇-〇〇〇〇	非 常 放 送 設 備	○ 月	○ 月
		避 難 器 具	○ 月	○ 月

2 防火管理者は、消防用設備等の点検を実施するときは、立ち会うものとする。

第2節 不備、欠陥部分の報告等

(点検結果の報告)

第12条 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を定期的に防火管理者に報告するものとする。ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

(不備、欠陥等の改修)

第13条 防火管理者は、不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告し、改修しなければならない。

2 防火管理者は、不備、欠陥部分の改修が容易でないものについては、管理権原者の指示を受けて改修計画を策定しなければならない。

(統括防火管理者への報告)

第13条の2 防火管理者は、日常点検及び法定点検の結果を統括防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者は、不備、欠陥部分の改修結果、改修計画を統括防火管理者に報告するものとする。

第3節 火災予防措置

(火気の使用制限等)

第14条 防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

(1) 喫煙できる場所

喫煙できる場所は、次のとおりとする。

ア 休憩室

イ 談話室

(2) 火気使用設備・器具が使用できる場所

厨房及び給湯室のみとする。

2 喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

(1) 火気使用器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。

(2) 火気使用設備・器具は必要な点検及び整備を行うこと。

(3) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

(4) 喫煙場所以外では、喫煙しないこと。

(避難施設等における遵守事項)

第15条 防火管理者及び従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 避難口、廊下、階段及び避難通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止、又は有効な消防活動を確保するための防火施設

ア 防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくものとする。

イ 防火戸に近接して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

2 避難施設又は防火設備の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去するものとする。

なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

(避難経路図の管理)

第16条 防火管理者は、各階ごとの避難経路図を別図1のとおり作成し、提出するとともに、これを自衛消防隊員及び従業員に周知するものとする。

(収容人員の管理)

第 17 条 一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図るものとする。

- 2 防火管理者等は、ハンディキャップのある入場者の把握に努めるとともに、避難誘導の際は、他に優先して安全に実施するものとする。

第 4 節 工事中の防火管理

(工事中の防火管理)

第 18 条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定し、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備すること。
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行なわないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。
- (6) その他防火管理者が指示すること。

第 5 節 放火防止対策

(放火防止対策)

第 19 条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策を講じるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。
- (2) 物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。
- (3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) 不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを従業員と共用にし、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラによる死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (7) 火元責任者及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 夜間や休日の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

第 3 章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の編成等)

第 20 条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表 2 のとおりとする。

（自衛消防隊の活動範囲）

第 21 条 自衛消防隊の活動範囲は、社内の管理範囲内とする。

- 2 近接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合は、自衛消防隊長の判断に基づき活動するものとする。

第 4 章 夜間、休日の防火管理体制

（夜間、休日の火災予防管理）

第 22 条 夜間、休日に巡回を行い、可燃物を整理整頓する等、火災予防上の安全確保に努めるものとする。

（夜間、休日における自衛消防活動）

第 23 条 夜間、休日における自衛消防活動は、任務分担にとらわれることなく、在館する隊員が次の措置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供
- (5) 緊急連絡網による関係者への急報
- (6) 無人時に、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけるものとする。

第 5 章 震災対策

第 1 節 震災予防措置

（什器等の転倒、落下防止措置等）

第 24 条 地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 窓ガラス、看板及び広告塔等の落下、飛散、倒壊を防止すること。
- (2) 事務室内等の棚、備品、器具、什器及び物品等の転倒、急激な移動、落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等の安全装置の作動状況検査を行うこと。
- (5) 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

（緊急地震速報活用方策の周知等）

第 25 条 緊急地震速報の有効活用による迅速な初動対応により、従業員等の安全確保が図られるよう、受信方法や活用方策等について従業員等に周知しておくものとする。

(震災備蓄品)

第 26 条 震災での従業員等の施設内待機や各部署での災害応急活動等に備え、3 日分以上の飲料水及び食料をはじめとした次の品目を備蓄するものとする。

(1) 生活必需品

- ア 飲料水
- イ 食料（缶詰、乾パン等）
- ウ 簡易トイレ（トイレパック等）
- エ 毛布等の寝具

(2) 応急手当用品

(3) 非常用物品

- ア 携帯用照明器具、懐中電灯、電池
- イ 携帯ラジオ
- ウ 拡声器
- エ 敷物、シート
- オ 担架

(4) その他必要と認められるもの

- 2 従業員等に災害時要援護者（高齢者、乳幼児、妊婦等）が含まれている場合を考慮し、必要な品目を備蓄するものとする。

(従業員等との安否確認手段の確保)

第 27 条 通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、災害時伝言ダイヤル等を活用した従業員との安否確認手段及び手順をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 従業員は、震災時における家族等との安否確認手段を確保しておくものとする。

(地域防災計画等との整合)

第 28 条 防火管理者は、市、区が作成・公表する防災計画、震災の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合に努めるものとする。

(安全な避難場所の確認)

第 29 条 周辺での大火災や土砂崩れ等が予想される場合に備え、避難場所及び避難方法等を確認しておき、従業員等に周知しておくものとする。

避難場所： 〇〇〇公園、〇〇〇小学校等

(周辺の事業所、地域等との協力体制の確保)

第 30 条 周辺の事業所や地域等と（災害時協定を締結している場合は協定に基づき）、連絡体制、支援内容等の確認や合同防災訓練等を行い、災害発生時における協力体制等を確保しておくものとする。

第2節 震災時の活動

(緊急地震速報の活用)

第31条 緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自らの安全を確保する。
また、来館者がいる場合は安全な場所に誘導し、身の安全を守るよう呼び掛けるものとする。

(地震後の安全措置)

第32条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、次の安全措置を速やかに行うものとする。

- (1) 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防災センターに報告すること。
- (2) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止と燃料バルブ等の閉鎖を行うこと。
- (3) 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防災センターに連絡すること。
- (4) 防火責任者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を防火管理者に報告すること。また、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。
- (5) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握するとともに、倒壊危険、火災危険等のある場合は、使用禁止、立入禁止等の措置を行うこと。
- (6) 防災センターに従事する職員は、情報の収集と整理を行い、次の内容を放送設備等により周知すること。
 - ア 余震が続くおそれがあること
 - イ 転倒、落下物品等からの身体防護の指示
 - ウ エレベーターの使用禁止
 - エ 屋外への飛出しの禁止
 - オ その他必要な情報

(震災時の自衛消防活動)

第33条 震災時の自衛消防活動は、第3章によるほか、次のとおりとする。

- (1) 情報収集・伝達活動
 - ア 通報連絡班は、テレビ、ラジオ等を活用し、余震や津波等の発生危険などの震災情報の収集を行い、状況の把握に努めること。
 - イ 防災センターに従事する職員は、混乱防止を図るため建物内外の状況を把握し、放送設備等により在館者に対して必要な情報を適宜知らせるとともに、適切な指示を行うこと。
- (2) 初期消火活動
 - 初期消火班は、次の活動を行うものとする。
 - ア 揺れが収まったのち、出火場所の確認を行い、初期消火活動を行うこと。
 - イ 消火設備の配管等が損傷していないか確認し、必要な措置を行うこと。

(3) 避難誘導活動

避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- ア 在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から指示があるまで、照明器具等の落下に注意して、壁際等の安全な場所で待機させること。
- イ 避難は、防災関係機関の避難指示又は自衛消防隊長の指示により行うこと。
- ウ 震災時避難場所（〇〇〇公園、〇〇〇小学校等）まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明をすること。
- エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、頭部保護や足下注意等の必要な指示を行うこと。
- オ 避難する際は、全員徒歩とすること。
- カ 避難する際は、分電盤のブレーカーを遮断し、ガスの元栓を閉止すること。
- キ 避難誘導は、全体についての消防計画に基づき、各事業所の避難誘導担当と協力して行うこと。

(4) 初期救出、救護活動

応急救護班を中心に次の活動を行うとともに、自衛消防隊長は状況に応じて班員を増強するなど、効果的な活動を行わせるものとする。

- ア 負傷者が発生した場合は、応急手当を行い、負傷程度によっては医療機関に搬送すること。
- イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している人からとするが、要救出者が多数の場合は、救出作業が容易な人を優先することも考慮すること。
- ウ 救出活動現場には消火器等を用意し、不測の事態に備えること。

(従業員等の安否確認)

第34条 事前に定めた確認手段により、従業員の安否確認を実施するとともに、従業員に対し、家族等との安否確認を行うよう周知するものとする。

(周辺の事業所、地域等との連携)

第35条 施設内での対応が終了した後は、周辺地域の事業所、住民等と連携した地域の初期消火、救出・救護活動等に協力するものとする。

第4節 震災後の復旧活動等

(ライフライン途絶時の対応)

第36条 ガス、電気、上下水道、通信等のライフライン途絶時は、震災備蓄品を活用し対応するものとする。

(危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置)

第37条 震災後の二次災害発生を防止するため、次の措置を行うものとする。

- (1) 火気使用器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行い、安全を確認するまでは使用しないこと。

- (2) 危険物について、火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行うこと。

(復旧作業等の実施)

第 38 条 業務継続等の際し、建物の使用を再開するための復旧作業等を行うときは次の措置を行うものとする。

- (1) 復旧作業に当たっての出火防止教育等を実施すること。
 (2) 復旧作業に伴う立入禁止区域や避難経路等を従業員等に周知すること。

第 6 章 防災教育及び自衛消防訓練

第 1 節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第 39 条 防災教育は、下表の区分に従い実施するものとする。

			防 火 管 理 者	防 火 責 任 者	火 元 責 任 者
新 入 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○		
正 社 員	○月、○月	年 2 回	○		
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○
派 遣 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○		
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○
アルバイト・パート	採 用 時	採 用 時 1 回	○		
	就 業 時	必 要 の 都 度		○	○

(防災教育の内容)

第 40 条 防災教育の内容は、概ね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防計画について
 (2) 従業員等が守るべき事項について
 (3) 火災発生時及び地震発生時の対応について
 (4) その他火災予防上必要な事項について

(各種防火管理講習等)

第 41 条 防火管理者等は、消防機関が実施する各種防火管理講習及び講演会等に積極的に参加するとともに、従業員に対する防火講演等を随時開催するものとする。

第2節 自衛消防の訓練

(自衛消防の訓練の種別等)

第42条 防火管理者は、下表により自衛消防の訓練を安全対策を図り実施するものとする。

種 別	実施時期
消火訓練	○月、○月
通報訓練	○月、○月
避難訓練	○月、○月
総合訓練	○月、○月

2 総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味するものとする。

3 ビル全体で実施する訓練にも参加するものとする。

(消防機関への連絡)

第43条 防火管理者は、前条に掲げる自衛消防の訓練を実施する場合は、消防機関に届け出るものとする。

(自衛消防の訓練の結果)

第44条 防火管理者は、自衛消防の訓練を実施し、その結果を日常の防火管理体制及び消防計画の見直し、並びに次回に実施する自衛消防の訓練に反映させるものとする。

第7章 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の一部委託)

第45条 防火管理業務の一部を〇〇警備会社に委託する。

2 委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表3のとおりとする。

(委託者からの指揮命令)

第46条 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。

(委託者への報告)

第47条 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務の実施状況等について、定期的に防火管理者に報告しなければならない。

附 則

この計画は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表1 自主点検チェックリスト

建物名称		記載年月日	年 月 日
所在地		記 載 者	
項 目	内 容		結 果
1 増 築	増築、改築、用途変更等はありませんか。 変更等がある場合、いつですか。（ 年 月 日）		ある・ない
2 防 火 管 理 者	(1) 届出している防火管理者に変更はありませんか。 *変更のある場合には、防火管理者選任（解任）届出が必要です。		ある・ない
	(2) 防火管理者は、火元責任者その他防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えていますか。		いる・いない
	(3) 統括防火管理者を選任し、全体についての消防計画が定められ、その内容が守られていますか。 *高層建築物、地下街及び複合ビル等は統括防火管理者の選任及び全体についての消防計画の届出が必要です。		いる・いない
3 消 防 計 画	(1) 消防計画に変更はありませんか。		ある・ない
	(2) 消防計画で定められた事項を、全従業員に周知徹底していますか。		いる・いない
	(3) 人事異動等により自衛消防隊に変更はありませんか。 *変更のある場合には、消防計画作成（変更）届出が必要です。		ある・ない
4 火 災 予 防 管 理	(1) 避難口、廊下、階段及び階段室等の避難施設には、避難の障害となる物品等が置いてありませんか。 ある場合、どんな物ですか。（ ）		ある・ない
	(2) 防火戸、防火シャッターは適正に機能しますか。また、閉鎖障害となるクサビ、ワゴン、商品等が置いてありませんか。 ある場合、どんな物ですか。（ ）		ある・ない
	(3) 非常用進入口周辺に物品等が置いてありませんか。 ある場合、どんな物ですか。（ ）		ある・ない
	(4) 公会堂、飲食店、物品販売店、病院及び前記の用途のある複合ビルなどのカーテン、じゅうたん等は防災物品を使用していますか。		ある・ない
	(5) 指定数量以上の危険物を無許可で、又は指定数量の1／5以上指定数量未満の危険物を無届けで貯蔵又は取り扱っていませんか。		ある・ない
	(6) 危険物の取扱いは、防火上安全な場所及び安全な方法で行っていますか。		ある・ない

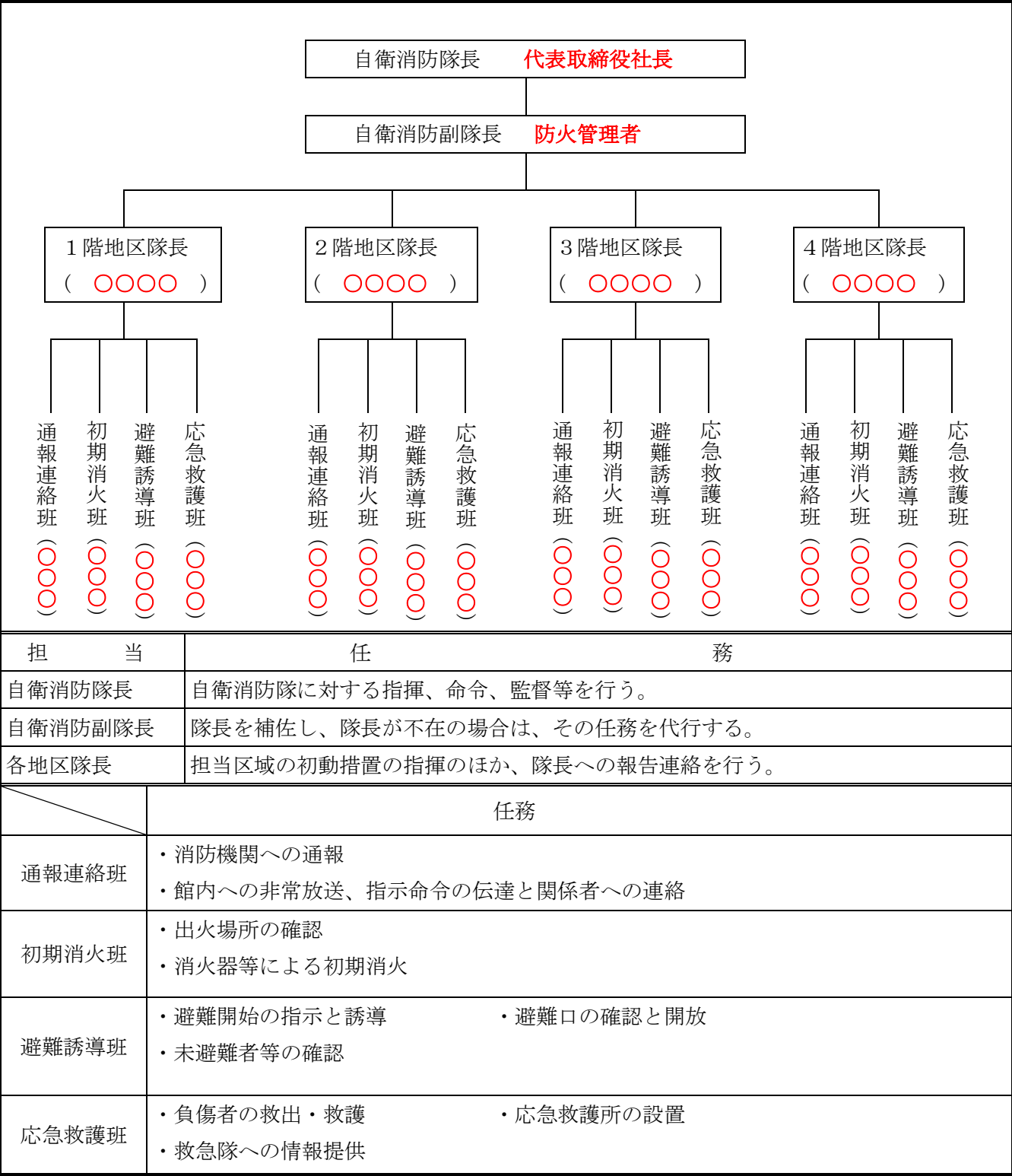
5 火 気 使 用 設 備 ・ 器 具 の 管 理	(1) 設備、器具に応じて正しく使用していますか。	いる・いない
	(2) 火気の使用中は、その場を離れないで監視を行っていますか。	いる・いない
	(3) 使用後において、火元責任者等によるガス元栓等の閉鎖の確認を行っていますか。また、その結果を記録していますか。	いる・いない
	(4) 防火管理者は、火元責任者、宿直者及び警備員等から火気管理について報告を受け、適切な指示をしていますか。	いる・いない
	(5) ちゅう房設備には、グリスフィルター又は防火ダンパーが設置されていますか。	いる・いない
	(6) フード及びグリスフィルター等の清掃を定期的に行っていますか。 また、その結果を記録していますか。 最近の清掃年月日（ 年 月 日） *汚れ方に応じ、数日から1ヶ月程度に1度は清掃しましょう。	いる・いない
	(7) 周囲に可燃物が置かれていませんか。 ある場合、どんな物ですか。（ ）	いる・いない
	(8) ちゅう房設備、ボイラー等増設・交換をしていませんか。 *ちゅう房設備、ボイラー等は消防署への届出が必要な設備もあります。	いる・いない
	(9) 機器には、破損、亀裂又は燃料漏れはありませんか。	ある・ない
	(10) 耐震安全装置、過熱防止装置等の安全装置は正常に作動しますか。	する・しない
	(11) 排気筒、排気ダクトに破損、亀裂はありませんか。	ある・ない
6 管 理 喫 煙	(1) 喫煙場所及び禁煙場所を定め、それが守られていますか。	いる・いない
	(2) 吸殻を定期的に灰皿等から収集し、水の入った容器などに処理していますか。	いる・いない
7 放 火 防 止	(1) 建物の外周部又は階段、通路に可燃物が置いてありませんか。	ある・ない
	(2) 物置、空室などの施錠管理を行っていますか。	いる・いない
	(3) 巡回、監視を行っていますか。	いる・いない
8 画 工 事 中 の 消 防 計 画	(1) 施設を使用しながら、工事を行う場合は、工事中の消防計画を定め届出をしていますか。	いる・いない
	(2) 溶接・溶断器等火源となる器具又は引火性接着剤や溶剤の取扱い等には、立会いをしていますか。	いる・いない

9 震災対策	(1) 事務室内等の棚、什器及び物品等の転倒、急激な移動、落下防止の措置を行っていますか。	いる・いない
	(2) 震災備蓄品は必要量を適切に保管していますか。	いる・いない
10 教育訓練	(1) 消火、通報、避難訓練を消防計画に基づき、定期的実施していますか。 * 短時間労働者（パート、アルバイトを含む。）に対する防災教育も必要です。 * 特定用途（飲食店、物品販売店、病院及び社会福祉施設等）は年に2回以上の訓練を実施してください。	いる・いない
	(2) 従業員等は、自衛消防隊としての指定された任務を理解し、担当する設備器具の操作要領を知っていますか。 * 従業員等に対し質問又は消防用設備等を取り扱わせ確認する。	いる・いない
11 点検報告等	(1) 消防用設備等の点検は定期的実施し、かつ、報告をしていますか。 * 機器点検は6か月に1回、総合点検は1年に1回実施してください。 * 消防署への報告は、特定用途（飲食店、物品販売等）は1年に1回、非特定用途（工場、事務所等）は3年に1回必要です。	いる・いない
	(2) 点検結果による不良箇所は、改修していますか。	いる・いない
12 電気設備	(1) 変電、発電、蓄電池設備など ア 変電室などに、可燃物が置かれていませんか。	いる・いない
	イ 壁、床、天井及び防火戸に破損などありませんか。	ある・ない
	ウ 必要な知識及び技術を有する者による、設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を実施し、その結果を記録し、かつ、保存していますか。	いる・いない
	(2) 配電盤、分電盤など ア 開閉器、過電流遮断器に破損はなく、電線との接続部にゆるみがなく、また、加熱していませんか。	ある・ない いる・いない
	イ ヒューズ、過電流遮断器は、適正なものを使用していますか。	いる・いない

◇ 点検の留意事項 ◇

- ・ 事業所の実態に該当する項目について点検を実施します。
- ・ 不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告します。

別表 2 自衛消防の組織及び任務分担



別表 3 防火管理業務の委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称							
管理権原者氏名							
防火管理者氏名							
受託者の氏名 及び住所等 (法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地)		氏名 (名称)					
		住所 (所在地)					
		担当事務所所在地	TEL				
受託者の 行う防火 管理業務 の範囲 及び方法	常駐 方式	範囲	☐ 火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他 () ☐ 周囲の可燃物の整理 ☐ その他 ()				
			方法	常駐場所		常駐人員	
				委託する時間帯			
	巡回 方式	範囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他 () ☐ その他 ()				
			方法	巡回回数		巡回人員	
		委託する時間帯					
	遠隔 移報 方式	範囲	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他 () ☐ その他 ()				
			方法	現場確認要員の 待機場所		到着 所要時間	分
		委託する時間帯					

◇作成上の留意事項◇

1 「受託者の行う防火管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。

別図 1 避難経路図

